

民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年5月11日（水）午後1時27分～午後3時15分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 永井委員長、桑原副委員長、藤井、高柳、大東各委員
- 4 欠席委員 野村委員
- 5 説明者 角田市民部長、阿部債権管理課長、田邊市民協働課長
矢代健康福祉部長、武井健康課長
- 6 事務局 原事務局長、大島議事係長
- 7 議 事 (1) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
(2) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(3) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
(4) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(5) 調査事項
(6) 今後の日程について
(7) その他

8 会議の概要

- (1) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、議事に入る。

次第(1) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。

健康課の所管に係る事項について説明・報告願う。

(武井健康課長説明)

ア 健康課

・調査事項説明

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染状況・ワクチン接種率と市主催イベント開催の判断基準について(イベントの所管課とどう協議して決めているか。)

・所管事項報告

- 1 新型コロナウイルスワクチン第4回目接種について
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種誤^{ごせんし}穿刺の経過について
- 3 新型コロナウイルスワクチン健康被害救済補償について
- 4 子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種について

○健康課長 それでは説明に入る。

調査事項1「新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について」説明する。資料1「新型コロナウイルス感染状況」中、「(1) 新型コロナウイルス感染状況について」は、県ホームページ掲載の資料から直近10週間の感染者数を週単位に集計したものである。県全体、利根沼田管内の感染者数は前の週と比較すると減少している週が多く、減少傾向にあるが、管内において4月17日から4月30日までの週に大幅な感染

者の増加があった。高齢者施設等でクラスターが発生したことにより感染者が増加したことが要因である。次に、利根沼田管内の年代別感染者をグラフ化したものを用意した。年代別の感染者の傾向は、20歳代以下での感染者が多くなっている。なお、連休中の5月1日から7日までの感染者数は減少しているが、人流が連休により増加しているため、連休明けの感染者数増加が懸念される。また、5月7日現在での県内陽性者数は86,717人、利根沼田管内では2,693人である。群馬県全体の人口に対する陽性者は4.47%、利根沼田管内では3.5%となっており県平均より低い状況にある。資料裏面の「(2) 管内のクラスター発生状況」については、本年4月以降、保育施設1か所、高齢者施設3か所、医療機関2か所で発生している。施設高齢者はワクチン接種を3回行っている人が多く、また、施設職員も細心の注意をもって業務に臨んでいると推測するが、利用者、職員ともに感染していることから、新型コロナウイルス感染力の強さからクラスター化したものと推測する。

次に「(3) 新型コロナウイルスワクチン接種率について」は、5月2日現在、接種率では、本市の全年齢での3回済み接種率は65%、65歳以上では89.4%である。全年齢、65歳以上ともに県平均を上回っている。なお、4月の常任委員会で報告した4月10日現在の数値よりも接種率は伸びているが、全年齢での3回目接種済の人は6.8ポイントの伸び、1回目は0.6ポイント、2回目接種済者の接種率は0.4ポイントの伸びとなっている。次に、年代別の接種率は、3回目の接種率は40歳代以下の接種率が低い傾向にある。なお、20歳代及び30歳代では約半数の人が接種していない状況である。

調査事項2「新型コロナウイルス感染症の感染状況・ワクチン接種率と市主催イベント開催の判断基準について」は、これまで、群馬県内や利根沼田管内の感染状況に応じて、庁内組織である「沼田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、感染状況やワクチン接種の進捗状況等について情報共有を図るとともに、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の適用期間中では、施設の利用やイベントの開催等の協議・調整を行っている。新型コロナウイルス感染症対策本部を設置以降、国及び県の対応を基本として、イベント等の開催に当たっては所管課の判断によって実施の可否や内容が決定されているが、判断は、健康課から各課へ、別紙、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」を情報提供しているので、表紙下段の「各警戒レベルにおいて想定される要請」、裏面(2)の「イベント等の開催、参加について」が判断や実施の参考になると考えている。感染を抑えながら経済の活性化を図ることが求められるが、健康課は、対策本部の事務局として感染を抑えるための対応や感染状況等を伝えることはできるが、感染者が何人になったらイベントを行っていいというような数字は持ち合わせていない。県の警戒レベルなどが判断基準になると考えている。

報告事項1「新型コロナウイルスワクチン第4回目接種について」は、4月28日付けで厚生労働省から「新型コロナワクチン追加接種(4回目接種)の体制確保について(その2)」が通知された。4回目接種の対象者は、3回目接種の完了から5か月以上が経過した60歳以上の人及び18歳以上60歳未満の人のうち基礎疾患を有する人その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める人とされた。60歳以上の人に対する接種券については5月中に発送できるよう準備を進めている。また、60歳未満の基礎疾患を有する人への接種券の発行と60歳以上で発送前に接種券を希望する人については窓口、コールセンター等への連絡により発送の対応をしていきたいと考えている。

報告事項2「新型コロナウイルスワクチン接種誤穿刺事案の経過について」は、令和3年8月、常任委員会において誤穿刺事案の経過及び抗体検査と感染症検査の実施について報告した。その後の経過を報告する。令和4年1月26日に3回目の対策委員会を開催し、抗体値が上がらなかった人への対応結果と、6か月後の感染症血液検査の結果が特変なく終了したことを報告し、対策委員会として誤穿刺による健康被害は無かったということで終了となった。今後の教訓として間違いを起こさないための体制の確保を図るよう委員長から提起された。起こってはならない事案だが改めて接種体制を確立し、3回目の集団接種に臨んだ。また、休業損失と通院の交通費が全国市長会予防接種事故損害保険の対象となることから、対象者に損害補償の希望など必要書類の提出を依頼した。今後、保険会社から補償金額が確定したところで該当者と和解することとなるが、和解の時期によっては迅速に支払うため専決での対応を考えている。

報告事項3「新型コロナウイルスワクチン健康被害救済補償について」は、昨年9月、市内の病院で2回目のワクチンを接種した後、意識消失になり、翌日、頭痛が継続する事案があった。予防接種と因果関係が明らかなアナフィラキシー等の即時型アレルギーと診断され、12月21日に県を通じて国へ健康被害救済補償の申請を行い、4月20日に認定審査結果が通知された。健康被害救済補償制度は接種における過失の有無に関わらず予防接種と健康被害との因果関係が認定された人を救済する制度である。給付申請に対して厚生労働大臣が認定したときは市が給付を行うものである。予算措置後に速やかに支給を行いたい。

報告事項4「子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種について」は、平成25年4月1日から子宮頸がんワクチンの定期接種が開始されたが、接種者から疼痛や運動障害を中心とした多様な症状が報告された。平成25年6月14日、厚生労働省の審議会で「ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでない。」とされ、積極的な勧奨を差し控えていた。その後、ワクチンの安全性と有効性が整理され、令和3年11月26日付け健康局長通知により令和4年度からの積極的な勧奨の再開が決定された。定期の接種対象者に該当する人のほかキャッチアップ接種として令和7年3月末までの3年間の時限となるが、子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成9年度から平成19年度までに生まれた女性に対して、公平な接種機会を確保する観点から定期接種の対象年齢を超えて接種が可能となった。今後、予算措置を行った上で対象者にワクチン接種のメリットとデメリットを周知し、接種の案内を図っていきたい。

○委員長 説明・報告が終わった。調査事項1「新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 感染が低年齢化している。特に10歳未満、10歳代が多く、その世代のワクチン接種が進んでいない。子供に対してのワクチン接種にはいろいろと意見がある。感染状況に応じた対策、こうした状況を踏まえて、これらの年代に向けたワクチン接種の対応を検討しているか。

○健康課長 小児については、ワクチン接種の努力義務の適用はない。適切な情報を対象者に提供し、本人、保護者の同意のもとで接種をしていただく。低年齢の人は、副反応が起きたとき適切に医師や保護者に状況を説明することができないなど難しい部分があるか

と思うが、ワクチン接種のほかに、換気の徹底、3密の回避、手指消毒、マスク着用などを含めて総合的にお願いをしていきたい。

○大東委員 低年齢層に何が何でもワクチン接種をとる個人的には思っていない。感染者の状況を見ると情報を提供しながら本人、家族に判断してもらう必要がある。それに向けた情報提供をこまめにしていきたい。子供がかかると親がかかる。家庭内感染が広がる可能性が高い状況にある。換気を良くする、手洗いをするといったことを推奨していかなければならない。改めて市民に対する啓発や注意喚起に向けてどう取り組んでいくのか。連休中だったので検査機関が十分な対応ができなかったからたまたま感染者数が少なかっただけかもしれない。今後、急速に増える可能性がある中で、しっかりとした検査体制をどうしていくのか。たしか、医師会の検査センターが終了し、沼田脳神経外科と利根中央病院だけしかやれないと思う。そうした中で検査体制の充実に向けて何らかのことが検討されているのか聞かせてほしい。

○健康課長 家庭内感染の対策について、家庭内に1人でも感染者がいるとほぼ家族が感染してしまう状況にある。そこで家庭内での感染対策として換気を良くすることやマスクを外すタイミングとなる食事では黙食を勧めるということもあると思う。だが、家庭内のことなので、画一的な対策として言うことはできない。そうしたことを踏まえて、広報やホームページを通じて感染症対策を周知していきたい。検査体制の充実については、検査の希望者が多くなると医療機関が混むということになる。それぞれの医療機関で予約をとって対応してもらっている。状況が悪くなったら早急に連絡をして検査を受けるよう周知を図っていきたい。

○高柳委員 低年齢の人たちへのワクチン接種については、まだ、きちんとしたエビデンスが出ていない。もちろんワクチン接種の客観的な数値を出すことも大事だが、かかってしまったときの治療薬も大事である。副反応があるかもしれないという恐怖心もあって、2類から5類に下げるといふ議論もある中で、かからないためのワクチン接種をして副反応になるリスクとかかかってから飲む薬のリスクについてもそろそろ議論になってくるのではないかと思っている。そうした情報、治療薬の情報は入ってきているのか。

○健康課長 飲み薬や注射などいろいろ出てきている中で、厚生労働省の資料で見たことがある。服薬としてパキロビッドやラゲブリオの2種類が飲み薬として出ている。このほか4種類、注射で対応できるものがある。効用については薬事審議会で議論されており、明確な資料は来ていない。それらを踏まえて、適切な情報が来たところで周知を図っていく。

○高柳委員 国産でも結構、研究が進んでいる。感染症対策としての予防と治療。風邪と同じ。そろそろステージを変えようというときには、それがセットでないと難しい。かからないために打ったのに副反応が出てしまったというリスクを小さい子供を持つ親は考えていて進んでないのではないかという気がする。かかったときに飲むものもある。かかったときの対応も充実していますよというのもそろそろ出していないと、怖いから打っちゃった。打っちゃったら不幸な事例が出てしまったというのではかわいそう。是非、明らかになって周知できるときにはしっかりとした周知をしてほしい。

○健康課長 そのとおりだと思う。薬事審議会などの意見が重要で市レベルの課長がどうこう言えないが、それらも踏まえて適切な時期に対応したい。健康課としてできる部分と

して薬もあるが自然免疫。自分でできる免疫を高めることについても、市のホームページに栄養士がつくった腸活レシピを掲載している。ぜひ参考にしてもらいたい。

○委員長 高柳委員が言ったことであるが、県との兼ね合いもあると思う。県との連携、情報の共有・交換はどうなっているのか。

○健康課長 県との連携については、何かあったときに相談する。また、国からの連絡を流してもらうことになる。県独自で沼田市はどうしろといった通知はない。何かあったら県に相談して適切な判断、情報の提供をお願いしているところである。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、調査事項2「新型コロナウイルス感染症の感染状況・ワクチン接種率と市主催イベント開催の判断基準について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 データによるとクラスターが出ているのは、学校と介護施設ということになる。学校や子供の施設といったところがかかっている。家族にしたらここに行けば安心だからといって預ける。預けた結果がクラスターになってしまったとなると預けないほうがいいということになってしまう。だけどころなると預けるわけにもいかないという状態になる。一番いいのは、ヘルパーさんや通所ができれば。要は集団にならない。だが、おそらく人数が足りない。施設でできるだけ通所してもらったり、ヘルパーさん派遣の勧奨などを行っているのか。

○健康課長 結論とすると把握していない。ヘルパー派遣などは他市を研究したいと思うが、所管に触れると思うので、回答は控えさせていただく。

○高柳委員 結構である。

○大東委員 これから沼田まつりや花火大会など行事やイベントが予定されている。感染状況など所管課や商工会などの団体との協議がされているのか。警戒レベル2となるとあまり大声を出せない。あまり集まってはいけないということになっている。祭りは人が集まり、大声を出すということになる。そういったことに対する協議はしているか。

○健康課長 行事再開に当たり協議をしているのかについては、相手方から情報提供があれば、持っている感染者数の推移などを積極的に提供する予定である。しかし、行事の実施判断は、各所管課の判断になる。あくまでも適切な情報提供に努めたい。あわせて、情報提供のほかに感染防止のために検温などができれば対策を十分とって開催するよう助言、お願いをしていくことを考えている。

○大東委員 いろいろなイベントを開催するに当たって、担当課や団体は、感染状況から判断するのではなく、他所で、全国で同じようなことをやったのかどうかで判断しているのではないかという気がしている。それは健康課では掴んでいないと思う。そうした状況があるとするならば、適切な感染状況であるとか、感染防止対策を健康課から情報提供していく必要があると考える。そういった上で判断してもらうことが大事ではないか。問い合わせがあれば答えるというのではなく、こちら側からもこういう状況になっているというような情報の提供が必要ではないかと思うが考えを教えて欲しい。

○健康課長 そのとおりである。積極的にどこまでどのイベントをやっているか承知していない部分もある。状況が分かったところで感染予防の徹底等を働きかけていきたいと考えている。

○委員長 感染状況の推移で利根沼田保健所管内となっているが、沼田市内だけというの

は把握していないのか。

○健康課長 把握していないというのが現状である。利根沼田管内ということで医師会があるということもあるが、医療圏が利根沼田管内となっている。あくまでも医療圏を考えると利根沼田という数字で考えるのがいいと思う。また、人口を比べるとほぼ沼田市が負っている。この数字が大きな意味を持ってくると思っている。

○委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり

次に、所管事項報告1「新型コロナウイルスワクチン第4回目接種について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 集団接種は4回目はやらないで、各医療機関で個別接種をやっていくということになるということか確認したい。接種ができる医療機関は3回目は、1回目・2回目のときより増えたが、4回目に対応できる医療機関の数は3回目比べて増えるのか、減るのか。

○健康課長 4回目の集団接種は対象者が60歳以上ということと、基礎疾患を有するものとなる。基本的には、個別接種を勧めていきたい。今後、医師会との相談により集団接種をやる可能性もある。今後検討される課題になる。4回目のワクチン接種に対応する医療機関の数については、現在、管内の医療機関にワクチン接種に協力できるかどうかアンケートをとっている。その結果がまだ出ていないので正式な数字は分からないが、3回目と同じくらいになると推測している。

○大東委員 モデルナとファイザー、3回目はモデルナを結構使ったようだが、4回目はどちらが主流となるのか。

○健康課長 4回目については、モデルナ、ファイザーが推奨されている。国の提供の状況が重要になってくる。その量によって検討したい。

○委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり

次に、所管事項報告2「新型コロナウイルスワクチン接種誤穿刺の経過について」質疑はあるか。「なし」と呼ぶ者あり

次に、所管事項報告3「新型コロナウイルスワクチン健康被害救済補償について」質疑はあるか。「なし」と呼ぶ者あり

次に、所管事項報告4「子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種について」質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 子宮頸がんワクチンでは大変不幸なことがあった。再開するという話を聞いて、前健康課長に話を聞きに行った。特段、エビデンスが向上したという客観的な数字はないという中で再開なので、やはり子供を持つお母さんは不安が拭いきれないのではないかと思う。国や行政とすれば、その間、受けたかったのにという人に対するキャッチアップであればいいが、これをバネにみんながやっているから受けてしまおうという形になるとこれはまた違うのではないかと思う。具体的にどんな進め方をするのか。要は、高校生30人のクラスがあったら10人は出してくださいというようなやり方なのか、適切な資料がいて個々人が対応するのか。

○健康課長 国の資料を見るとここ数年、子宮頸がんの人が増えているという状況が出ているようだ。エビデンスについては、受けなかったリスク、受けたときのデメリットを比較して、受けた方が利益があるという評価のようである。周知方法は7月以降、キャッチ

アップ対象者に個別に通知することを考えている。その際には、リスクが生じるので、リスクに係る周知を行うとともに、リスクが生じたときに救済制度、そういったことも含めて制度の周知を図った上で本人の同意により接種を受けてもらうという形で周知していきたい。

○高柳委員 新型コロナのワクチンと同じく、ベネフィットがリスクを上回るので、再開をしたということ。ワクチンによるデメリットが下がった訳ではない。そこをしっかりと周知してほしい。健康課長が答えた免疫力アップということや罹患者が増えているということなのでかからなければいい。予防、検査の周知はどうするのか。

○健康課長 予防に対する周知は、どうすればかからないのかということは非常に難しい問題である。国等の資料を通じて周知を図っていきたいと考えている。かからないための検査については、毎年、それぞれ皆さんに配っている。こういうがん検診があるという案内を全ての世帯、人に送っている。その中に子宮頸がんについてもあるので、それらを踏まえて理解・判断をお願いしたいと考えている。

○高柳委員 定期検診をしっかり受けてもらうことも同時に必要だと思っている。映像等で見ると女性が痙攣を起こして、ベッドの中で体が動いて止まらないというような状況は、親としたらこれだけはとってしまおう。だが、子宮頸がんにかかっても同じである。しっかりと両方出さないと。なんとなく、片方が時代遅れで、片方が進んでいるみたいな周知に結果として繋がってしまうと行政とするとミスリードになると心配している。ぜひ答弁のことをしっかりとやってもらいたい。

○健康課長 おっしゃるとおり。ワクチン接種に対するデメリットとして重篤な報告というのが1万人に対して6人ぐらいと厚生労働省の資料にある。その6人が多いか少ないかということになる。そうした資料も提供して判断材料にしてもらいたい。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ、以上で健康課を終了する。

それでは、次第（6）今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

（事務局書記説明）

（6）今後の日程について

ア 次回の委員会について

期日 6月15日（水）午前10時

場所 第2委員会室

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えているが、よろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのような予定としたい。

以上で、健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

休憩する。

（健康福祉部退室）

休憩（午後2時3分から午後2時5分まで）

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

それでは、次第（２）健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。
発言のある委員はあるか。大東委員。

○大東委員 市民部の説明がこの後にある。その中の調査事項として、滞納者が相談に来たときに、実際に対応するのは税務担当ではなく福祉担当がいろいろと担当することになる。今日、どう答えてくるか分からないが、そういった人が税務から回ってきたときに、社会福祉課など福祉担当がどうしているのか。今日の答弁次第ではあるが聞いてみたい。実際にそこで生活保護など申請する訳ではない。福祉に回ってきたときにどう対応するのか聞いてみたい。

○委員長 市民部の説明が終わってから検討するのでどうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 コロナの感染状況は引き続き報告してもらうことでどうか。

○大東委員 そうした方がいい。

○委員長 先ほども聞いたが、利根沼田という一括りで出てくる。市町村別で知っているはず。もう少し細かく聞けたらと思う。これから各自治体の行事を検討するのに情報が分かるといい。

○副委員長 聞いてもどうしてみようもない。県でやっているから市がどうこうではない。2か月前にやらないと決まっている。しょうがない。議員として過去のことを聞いても仕方ない。

○高柳委員 どこかの小学校の校庭でイベントをしましよとといったときには、市長をトップとした委員会がある。そこは分かっている。外には出さない資料として、ここでたくさん出ているから今度のイベントは止しましよという話がそこでできると思う。1か月遅れの情報を知ったとしてもお騒がせ情報になってしまう。

○副委員長 6月には沼田まつり実行委員会があるだろう。そのときに市長をトップとして云々という話だが、健康課が情報を流しても経済部が決めるということになる。そのあたりの連携の結果の話を所管が違うが聞きたい。地元のまつりなども沼田まつりが基準になってくる。所管に言ってもどうしてみようもない。

○高柳委員 違う切り口で対策を考えてもらうとか。コロナ対策特別委員会か何かでちゃんと対応しなさいよということはおうちの委員会と言えること。あえて部長が答弁したのではないかと推察する。遅れた情報であればいい。然るべきところで、ちゃんと生きた情報を使って大きなイベントの開催の判断材料にしてもらってほしい。

○副委員長 今、市民が間違いなく関心を持っているのが沼田まつりである。コロナの中でスポーツ大会をやるのか心配している。この委員会では言ってもしょうがない。沼田まつりがモデル、判断になる。

○委員長 引き続き、感染状況についてを報告してもらうということとする。

○委員長 ほかに調査案件はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようなので、以上で健康福祉部所管に関する調査事項の検討及び意見交換を終了する。

休憩する。

休憩（午後2時12分から午後2時17分まで）

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

(市民部入室)

(3) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(3)市民部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。

まず、債権管理課の所管に係る事項について説明願う。

(阿部債権管理課長説明)

ア 債権管理課

・調査事項説明

1 債権管理課を設置した目的、方針について

2 債権管理、滞納対策、生活困窮者等の把握と対応、関係各課との連携について

○債権管理課長 それでは説明に入る。

調査事項1「債権管理課を設置した目的、方針について」説明する。債権管理課を設置した目的は、令和3年4月1日から沼田市債権管理条例を施行し、市の債権管理に統一的な処理基準を定め、債権の一元化を行い、公平な住民の負担の確保及び債権管理の一層の適正化を図ることとした中で、市内外へのアピールも含めて、課を設置したものである。方針については、滞納者には債権管理課が一括して交渉していくことになるが、滞納者個々の状況を十分に調査し、把握した上で、公平かつ丁寧な対応により適正な債権管理を実施していく。

調査事項2「債権管理、滞納対策、生活困窮者等の把握と対応、関係各課との連携について」は、債権所管課から移管を受けた滞納債権について、債権管理課で一元的に管理し、税の滞納整理で習得した知識等を活用して、強制執行や債権放棄など、効果的かつ効率的な債権管理、滞納対策を実施する。滞納者本人との折衝や財産調査により、滞納者の財産状況を細かく把握することができるので、生活困窮の実態を把握した場合には、債権放棄等を検討するとともに、生活困窮者等が生活再建のために使えるサービスなどの情報提供や関係各課に繋げるなどの対応をとっていく。債権所管課と収納管理等の情報共有を行い、債権管理の適正な管理を行う。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「債権管理課を設置した目的、方針について」質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 内容は分かった。市が目指す目的と方針も分かった。当然、税なので毎年変わる。例えば、3月末の状況でトータルの滞納額はいくらになるのか。

○債権管理課長 令和2年度決算における市の滞納債権の収入未済額は3億8,023万7,554円、このうち市税の収入未済額は2億1,792万2,503円、収入未済額に占める割合は57.3%である。したがって、滞納額の57%が市税となる。そのほか43%が市税以外の各債権である。

○副委員長 市税の滞納は繰り越しなのか、単年なのか。累積で積み上がったものが57%なのか。

○債権管理課長 令和2年度決算の収入未済額の内訳については、市税の収入未済額が約2億1,700万である。合計は出ていない。

○副委員長 累積で収入未済になっているものについてはいくら言っても難しい。過去から遡って積み上がっているものはいくら言っても無理だと思う。感覚で。数字で分かれば良いが。

○債権管理課長 割合的には現年度分の方がはるかに多い金額となる。

○副委員長 蓄積ということか。

○債権管理課長 そうではなく。繰越額は現年度に比べてかなり少ない額となる。

○副委員長 昔調べたが、沼田市の場合は徴収率が良いと。それでこの課ができた理由は何なのか。市民が払わないということはどこにでもあると思う。それも少なく、徴収率も良いと数年前に感じていた。そこにきて、この課ができて。2億1,000万円。貴重なお金であるが、ここをさらに徴収を強化していく。現年度分がはるかに多いという未収入。これを状況が例えばコロナだから大変なのか。こういう時期だから大変なのだと私は思っていた。そこを行政として課を作って徴収していくというのは矛盾していると思う。累積で過去から溜まったのだということであればそういう人は払う気がない人。そういうことではなく、現年が多いということなので。課を作ってまでもやるということを説明してほしい。

○債権管理課長 債権管理課を新設した目的だが、市の債権一元化ということで税以外の債権についても債権管理課で滞納整理等をしていくということになっている。市税に対する徴収率は県内12市の中で3番目ぐらいであり、税については徴収率が高い。税以外の私債権については、まだ管理が適切でないところもあるので債権管理課で対応していきたいと考えている。

○副委員長 市税以外の43%の部分を強化していきたいということか。

○債権管理課長 はい。

○大東委員 今回、債権一元化ということで効率化を進めていくということは、それはそれとして理解できる。例えば、給食費だったら教育委員会、保育料だったら子ども課。各課に分かれていく。そういった各課に跨がっている債権に対して、債権管理課としてどう協調して、一緒になって、債権に、滞納に当たっていくのか。どう協議しているのか。

○債権管理課長 市税以外の私債権、非強制徴収債権である例えば給食費等については、令和4年度から各担当課から債権の移管を受けて、実質、債権管理課で滞納整理等を行っていくこととしている。移管は、債権担当課で移管が必要となる事案について協議を行い、債権管理課に移管される。債権管理課では他の債権と合わせて名寄せを行い、滞納者と折衝する。

○大東委員 滞納している人というのは市税だけを滞納している訳ではないと思う。国保税、保育料、給食費、上下水道料など複数に渡って滞納していると思う。一元化して徴収に当たるということは、ややもすると強権的な対応になるのではないかと心配になる。給食費なら教育委員会、保育料なら保育園で集めたりしてきた訳なので、日常的にそうした家庭との接触、状況の把握は明確にできていた。ある意味、独占的な徴収にはしてこなかったのが沼田のやり方ではなかったかと思う。もちろん滞納している人に払っていただくのは大原則であるが、実際の対応の仕方としては今までと変わってくる。丁寧に対応したいと説明があったが、ぜひそう対応してほしい。強権的にはならないように教育委員会、子ども課、上下水道課などの担当課と協議をどうしていくのか。個々の滞納者の生活の把

握を債権管理課としてどうしていくのか聞かせてほしい。

○債権管理課長 どのような債権であっても支払うことが前提になる。その中で、債権管理課が行う財産調査等により、滞納者の財産状況をより細かく把握することができるようになる。支払うことができる収入や財産がある人で、自主的に支払ってもらえない場合には、段階的に厳しい処分に移行することになる。一方、収入も財産も少なく、生活が困窮していて、滞納がある人がいたとしたら、生活困窮者に対する救済措置、債権放棄などその他、市の救済措置が受けられることになるので、そういったことを担当課に繋げるなど適正な債権管理を行うことで、市民全体に対して公平に業務を遂行したい。

○高柳委員 債権管理課ができるきっかけというのは、国もそうであるが、債権がたくさん出てきているが、しっかりした管理をなささいよという方針がずいぶん前から出ていて、その流れの中で専門的な課を作ったのがその一つであろうと思う。もう一つが、お金がない人には払ってくださいと言ってもどうにもならないので、債権を回収するのではなく、生活を再建させれば市税を納めてくれる側になる。そのことの方が健康的・前向きであろうというように考えたのが野洲市である。私は生活を再建してもらう方を大切にしたいと考えている。徴収率が90何%でとれるものとはっている。となると、より総合的な生活相談ができる。そういうきっかけの中心に債権管理課がなるのではないかと思う。取れる額がそれほどないよということではなく、今、生活保護になっている世帯が330世帯ぐらいあると思うが、こういう人たちがここにいなくても済む。生活困窮者のレベルでこの地域で暮らしていける。そういうことを考える課であると私は考えている。そういう1面もあるという捉え方で良いか。

○債権管理課長 滋賀県野洲市の事例かと思うが、そちらは全国的にも有名であり、滞納者から生活再建に繋げていくネットワークがしっかりしている。本市では生活再建のネットワーク等は作られていない。当然、債権管理をしていく中で、そうした生活困窮者等を把握した場合には、担当課である社会福祉課に繋げていくなどの実施を考えている。昨年度1件実績があり、生活保護の受給に繋がっている。そうした生活困窮者が把握された場合には、関係各課と連携していきたい。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、調査事項2「債権管理、滞納対策、生活困窮者等の把握と対応、関係各課との連携について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 債権管理課ということで1か所で集中管理をすることができるようになって、私は、そうした生活困窮者に対する救済の仕組みをしっかりと作っていく必要があると思っている。この人は税金を払うのが苦しいから社会福祉課、頼むよ、ということではなく、やはり、その人が税金を払っていけるような生活再建ができるような支援を。債権管理課から紹介されてきたらそういった対応ができる必要がある。今後、滞納者や生活困窮者が来たときにどう対応していくのか、仕組みをどうつくっていくのか考えを聞かせてほしい。

○債権管理課長 本市では生活困窮者が発見されたときに生活再建を図る仕組みはない。今のところ今後も予定はない。把握された場合は所管課につなぐことを徹底して実施していきたい。

○大東委員 せっかく一元化する課ができたわけなので、そこは担当課とよく協議をしてそういった人たちをフォローしていくような対応が必要である。特に、真面目に相談に来

る人というのはやはり真面目な人である。せっきやく本人が思い悩んで来た人だからそういった人をしっかりとフォローしていくような体制づくりを早急にするべきである。今のコロナの状況で一般的に生活が苦しくなっている世帯が増えてきていると言われている。より高くアンテナを張って、せっきやく相談に来た真面目な人たちを見捨てることのないような仕組みや体制づくりを早急につくっていくべきである。せっきやく債権を一元化する課ができたのだから生かしてもらいたい。ただ、税金をとる、滞納額を取るということだけでなくそういったことを含めた課に債権管理課がなるべきである。債権管理課が各課を引っ張っていけるようなイニシアチブを発揮してほしい。

○債権管理課長 生活困窮者等が発見されたときの受け皿、支援について、債権管理課がリーダー的な役割として各課に繋げていくというようなことは今後もしていきたいと考えている。各債権、保育料、給食費、市営住宅などの滞納債権がある人には、名寄せを行い、各債権ごとに対応を実施していきたいと考えている。また、どうしても生活困窮で、生活再建が難しいという人が発見されたときは、自立支援を担当している社会福祉課に繋げるなど、使えるサービスの情報提供をしていきたい。生活支援のネットワークについては現在つくられていなく、すぐにつくるという予定もない。今後、研究していきたい。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で債権管理課を終了する。

次に市民協働課の所管に係る事項について報告願う。

（田邊市民協働課長説明）

イ 市民協働課

・所管事項報告

- 1 令和3年度消費生活相談状況について
- 2 人権に関する市民意識調査について

○市民協働課長 それでは説明に入る。

報告事項1 「令和3年度消費生活相談状況について」、昨年度の消費生活センターの相談件数を報告する。合計で372件、令和2年度比で11件、約3.0%の増である。相談内容としては、苦情が341件でありほとんどを占めている。販売購入形態では、通信販売106件、訪問販売32件、電話勧誘販売が30件と多くなっている。

報告事項2 「人権に関する市民意識調査について」、調査の目的は、令和4年度に予定している「沼田市人権教育・啓発基本方針」を策定するための基礎資料として実施している。調査の設計は、本市全域の18歳以上の市民に対して2,000人を無作為に抽出している。調査期間は令和3年12月27日から令和4年1月21日までである。回収結果については、回収率49.9%と平成元年に生活課で行った男女協働参画の意識調査時の32.9%に比べて高くなっている。調査結果の概要は、回答者の属性は女性54.3%、男性42.6%、その他無回答等と続いている。年齢層は60歳から65歳までが25.3%と最も多く、以下70歳以上が23.3%、50歳から59歳までが18.5%とほぼ人口構成比に準じている。

「日本の現実を見て基本的人権が守れていると思いますか」という問いに対して、半数以上の54.2%の人が守られていると回答しており、守られていないとする13.2%に比べて高くなっている。

「どのような人権問題に関心がありますか」という問いに対し、障害者の人権が47.4%、女性の人権が45.0%、子どもの人権が42.5%と高い割合を示している。また、近年ニュース等でも取り上げられる機会の多かった、インターネットを介した人権侵害が42.4%、新型コロナウイルス感染者等の人権が36.9%と高くなっている。

「人権が侵害されたと感じたことがありますか」という問いに対し、19.6%の人があると答えており、要因は、プライバシーの侵害が36.7%、男女平等に関するものが35.2%、子供の人権が29.6%と高くなっている。

侵害されたときに、相談しなかった人の割合が6割強となっており、相談先は、家族・親戚が60.0%、友人・知人が56.9%と身近な相談先が多くなっている。

また、相談しなかった人の理由として、相談しても無駄だと思った人の割合が53.6%、信頼できる相談先がなかったが27.2%、どこに相談したら良いかわからなかったが26.4%となっており、プライベートに係わる問題であることから、相談に至るハードルは高く、相談先の充実が求められている。これらの意識調査の結果を生かし、計画策定を進める予定である。

続いて、「地域づくりシンポジウムについて」追加で資料を配布した。広報ぬまたにも掲載しているが、新型コロナ対策により3月から延期していたが、5月28日(土)に開催するのでお知らせする。昨年から実施している地域づくりモデル事業の報告会や意見交換等を行う。

○委員長 説明が終わった。所管事項報告1「令和3年度消費生活相談状況について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 前年度より増えている。大多数が不明・無関係だが中身は何か。

○市民協働課長 消費生活センターへの相談は非常に多様である。結果的に消費生活センターで扱う相談ではなかったものということが想像できる。

○大東委員 センターとは関係のない相談ごと。きっと電話だと思うがあったと。それが50件ぐらい増えていると。これが無ければ減っている。消費センターへの相談件数としては減っているということか。

○市民協働課長 相談件数は372件なので、そのまま受け止めてもらえたらいい。結果的に相談に至らなかったが消費行為に対する不満があったということなので、相談があったと把握している。

○委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)

次に、所管事項報告2「人権に関する市民意識調査について」質疑はあるか。「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で市民協働課を終了する。

それでは、次第(6)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記説明)

(6) 今後の日程について

ア 次回の委員会について

期日 6月15日(水) 午前10時

場所 第2委員会室

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えているが、よろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのような予定としたい。

以上で、市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

（市民部退室）

○委員長 それでは、次第（４）市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。副委員長。

○副委員長 ２月末だか、３月か。横山市政だったときに環境宣言の脱炭素宣言をした。常任委員会なので、こちらから聞かないと教えてもらえないのは分かっている。知らない間に新聞に出た。中身をここでちゃんと聞きたい。具体的に何をするのか。どのくらいの計画なのか。どこまで進んでいるのか。宣言するというのだから、議員が知らないというのでは話にならない。中身はここで議論しないと。環境省でかなり予算がついている。それに付随してやっているのか興味がある。今までの経緯、宣言したのだから長期計画も短期計画もあるのであろう。

○大東委員 雲を掴むような話、具体的に何をするのか。２月に新聞に出た。委員会でも話が全然なかったのでびっくりした。具体的な内容、今後の計画、事業内容、計画している事業を通告して足りないところを聞けばいい。

○高柳委員 聞いてないから分からないが、うちで関係するのであれば送電線の問題もある。今日も朝日新聞に出た。結局、新エネの会社が苦境に陥っている。ソーラーでも何でも発電する。だけど電線を使うにはお金が取られ赤字になり潰れそうだと。ソーラーパネルの処分はどうするという問題になってくる。脱炭素の声ばかり大きいと出ていた。そういう具体的な話をしたい。森林環境税も始まる。森林整備をやはりしっかりとやってほしい。副委員長が言うとおおり、中身は何ということをしつかり聞きたい。

○副委員長 所管の環境課だけはこうですよという話は想定できている。環境課と経済部、せめてその摺り合わせを具体的に聞いた上での調査報告にしてほしい。

○大東委員 全庁的な協議がどうされているのか。環境課だけでなく、経済部、健康福祉部はどういう取り組みをしていくのか。環境課はたぶん旗振りをする。それにより農林課は森林整備をどうするとか、産業振興課がこうするとかということが当然出てこなければならない。そういうことを聞いてみたい。

○副委員長 間違っても何年後に何%削減ということはどうでもいい。分かっていること。

○高柳委員 環境課は汚水を少なくしよう、環境汚染をなくそうという監督省庁の仕事。何かを作りだそうという課ではない。特別会計を作っている。その後、何をするかは経済部などになる。数字ではなく。具体的に何をするのか。

○副委員長 宣言をしたのだから旗を揚げた。課が違うからということは勘弁してほしい。

○委員長 休憩する

休憩（午後３時から午後３時５分まで）

○委員長 休憩前に続き会議を再開する。

○副委員長 三峰山の盛り土、佐山の最終処分場についても聞いていかないといつまで経っても全然進んでいかない。三峰山も状況を常に県に聞いて発表してもらわないと。ルールづくりをしないとずっと尾を引くと思う。新年度になり、新市政になり、そこをちゃんとやらないと放っておかれてしまう。毎月状況の説明をやってもらいたい。佐山の最終処分場も聞いているが民間事業者がやることだからという話ばかりしている。民間民間とは言え最終的には公共でやっていかなければならない。毎月、常任委員会に経緯・経過、進捗を報告してもらいたい。

○大東委員 三峰山も県が調査するという話で止まっている。

○高柳委員 三峰山の話は、熱海は人災という話になって県が乗り出した。裁判も辞さずでやり始めている。群馬県も同じで考えれば動かざるを得ない。千葉県の前々ところには聞いているでは済まない話である。このままにしておけば人災になるのだからやりますよと県が腹を括ってくれないと駄目である。だから、成分がどうかではなく危ない。人命が。そういう立場で聞いてもらいたい。佐山のことも報告してもらって聞くというサイクルを作るべきである。

○委員長 他にはないか。（「なし」と呼ぶ者あり）

机上に配布した参考資料は前回の委員会で話が出たものである。参考に配布した。

○高柳委員 担当課は当然、作りたくない。難しいから作りたくはない。今話題になっているのは明石市。離婚訴訟のお金を出すよと。新聞記事に出た。旦那さんが払いなさいよというのを払わない場合、明石市が肩代わりして払う。1か月か3か月分で大きな額ではない。その上、裁判も肩代わりする。裁判まで打たれてしまう。お節介もいいことだが、お節介の程度も真剣に考えていかないとトラブルになる。そういったこともしっかり継続して勉強していく必要がある。野洲市は市民課が全部一括して窓口になっている。そこまでいくには多分時間がかかるが、継続して勉強していきたいと思っている。舞鶴市が「債権管理課」、豊中市が「暮らし支援課」が担当しているように、やり方によって全く変わってくる。私は豊中市みたいな形に、時間がかかってもそうしていきたいと思っている。市民の味方になるような課になってもらいたい。生活再建課にしてももらいたい。甘やかすということではなく、ほんとにやる気がある人は応援するという市でなければならない。

○委員長 ほかに調査案件はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようなので、以上で市民部所管に関する調査事項の検討及び意見交換を終了する。

○委員長 事務局に調査事項について説明させる。

（事務局書記説明）

○委員長 それでは「(6) 今後の日程について」、「イ 今後のスケジュールについて」事務局に説明させる。

（事務局書記説明）

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えているが、よろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのような予定としたい。

○委員長 事務局に調査事項について確認させる。

(事務局書記説明)

○委員長 それでは「(6) 今後の日程について」、「イ 今後のスケジュールについて」事務局に説明させる。

(事務局書記説明)

○委員長 その他、委員から何かあるか。「ありません」と発言する者あり
ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。

(午後3時15分 終了)